

飯田市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等の基準を定める条例 改正案の概要

* 赤字 は改正部分

* 青字 は簡易水道の読替内容

◆布設工事監督者の資格要件（第4条関係：水道法施行令第5条を準用）

分 類		水道等に関する技術上の実務経験※ (うち半分は水道に関する経験必要) (水道に関する実務経験のみ)
履修課程等	土木工学科(土木科) or相当課程	
	衛生工学or水道工学の学科目履修→廃止	大2年以上→廃止
	上記以外を履修→全学科目に変更	大3年以上、短5年以上、高7年以上 (1.5) (2.5) (3.5)
	機械工学科(機械科) or電気工学科(電気科) or相当課程	大4年以上、短6年以上、高8年以上 (2) (3) (4)
水道等の工事に関する技術上の実務経験のみ		10年以上 (5)
技術士法における上下水道部門第2次試験合格者 *上水道及び工業用水道を選択		1年以上 (0.5)
1級土木施工管理技士検定の合格者		3年以上 (1.5)

※大…大学卒 短…短大・高専卒 高…高校卒

※水道等… 水道、工業用水道、下水道、道路又は河川

◆水道技術管理者の資格要件（第5条関係：水道法施行令第7条を準用）

分 類		水道に関する技術上の実務経験
布設工事監督者の資格を有する者(簡水除く) →廃止		—
履修課程等	①土木工学科or土木科or相当課程	大3年以上、短5年以上、高7年以上 (1.5) (2.5) (3.5)
	②土木工学(①)を除く工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目(課程) or相当学科目(課程)	大4年以上、短6年以上、高8年以上 (2) (3) (4)
	③②以外の学科目(課程)	大5年以上、短7年以上、高9年以上 (2.5) (3.5) (4.5)
水道に関する技術上の実務経験のみ		10年以上 (5)
技術士法における上下水道部門第2次試験合格者 *上水道及び工業用水道を選択		1年以上 (0.5)
1級土木施工管理技士検定の合格者		3年以上 (1.5)
国交大臣、環境大臣(※)の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了		—

(※) R6.3月までは厚生労働大臣(4月から移管)